

## 農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務 に関する業務方法書の変更について（ポイント）

農業保険関係業務と漁業災害補償関係業務は、両業務共通の業務方法書を定めている。

令和3年9月に開催した漁業災害補償関係業務運営委員会で、業務方法書の変更を審議し、11月30日に認可・施行されたことから、今回報告する。

変更の内容は以下のとおり。

### 1. 変更の経緯

漁業災害補償関係業務においては、漁業共済組合が漁業者への共済金を支払うに当たり、その原資として、（独）農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に対して貸付を行っている。

この貸付限度額を、信用基金の農業保険関係業務と漁業災害補償関係業務共通の業務方法書で定めている。

令和3年度においては、不漁や、需要減退・価格低迷の影響を受けて、漁業共済組合から漁業者への共済金支払いが多額に上っていることから、信用基金から漁済連への貸付額が、年度途中で業務方法書に定める貸付限度額を超過することが見込まれ、このままでは、漁済連への貸付ができなくなり、漁済連の共済金支払原資が不足し、漁業者に対する支払に支障が出ることとなることが想定された。

### 2. 変更内容

業務方法書を変更し、漁済連に対する信用基金の貸付限度額について、令和3事業年度及び令和4事業年度に限り、引き上げて（270億円）、漁業者への共済金支払いに支障が生じないように措置した。

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表

変 更 (案)				現 行			
第 1 章～第 8 章 (略)				第 1 章～第 8 章 (略)			
別表 1～3 (略)				別表 1～3 (略)			
別表 4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限				別表 4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限			
貸付金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限	貸付金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
共済金等支払資金	貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該貸付けをしようとする金額（信用基金が貸し付けた貸付金又は保証した債務の弁済に充てるための資金として貸付けをしようとする金額を除く。）を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額 ア 漁業共済組合にあつては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の 4 倍に相当する金額 イ 漁業共済組合連合会にあつては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び	年 6.57% 以内	1 年 以内	共済金等支払資金	貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該貸付けをしようとする金額（信用基金が貸し付けた貸付金又は保証した債務の弁済に充てるための資金として貸付けをしようとする金額を除く。）を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額 ア 漁業共済組合にあつては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の 4 倍に相当する金額 イ 漁業共済組合連合会にあつては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び	年 6.57% 以内	1 年 以内

	政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額				政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額		
<p><u>(※) 別表4の表中イの金額は、令和3事業年度及び令和4事業年度に限り、270億円とする。</u></p>				<p><u>(新設)</u></p>			

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。